

平成 17 年 3 月 16 日

金融庁総務企画局  
企業開示参事官室 御中

全国銀行協会

「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する  
内閣府令(案)」に対する意見について

今般、当協会では、平成 17 年 3 月 8 日付「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(案)」に対する意見を下記のとおりとりまとめましたので、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 「第 7【提出会社の参考情報】」の「1【提出会社の親会社の情報】」について（開示府令 第二・第三号様式）

(1) 親会社に係る情報の開示水準が、提出会社の有価証券報告書における開示水準を超えることのないよう、規定されるべきものとする。

具体的には、附属明細書は、商法 282 条においてその閲覧が「株主」、「債権者」及び「裁判所の許可を得た親会社の株主」に限定されており、有価証券報告書の記載項目に比べてより詳細な情報が記載されている（子会社出資の取得原価や、取締役等の報酬「限度額」、経費のより詳細な内訳など）。

有価証券報告書にて記載すべきとされている項目・内容以外については省略も可能としていただきたい。

(2) 親会社の定義（（記載上の注意）の(70)（三号様式は(49)）の e）によると、提出会社が実質的な意思決定会社（グループ会社の頂点となる会社）のひ孫会社である場合など、親会社に更に親会社が存在する企業グループである場合には、すべての親会社に係る情報を開示するとしている。しかしながら、先般、東京証券取引所において導入された親会社

等の会社情報の適時開示においては、複数の親会社等を有する場合には最も影響を与えると認められる1社のみを開示対象としていることから、開示府令においても同様に最も上位に当たる親会社のみを開示するとしていただきたい。

さらに、原案では、「【提出会社の親会社の情報】」を項目立てしたうえで、提出会社の親会社が継続開示会社である場合および親会社がない場合にもその旨を記載することとされているが、継続開示会社でない親会社を有する会社は数十社にすぎないことから、本項目は該当会社のみ記載する方法についても検討いただきたい。

## 2. その他

### (1) 開示府令第二号様式関係

「(記載上の注意)(52-2)コーポレート・ガバナンスの状況」の「d」の「7年」とは、改正公認会計士法施行令(平成15年政令第529号)の第3条と同様に、施行日(平成16年4月1日)以降の期間という理解でよいか。また、この点を記載上の注意に明示していただきたい。

### (2) 開示府令第三号様式関係

「(記載上の注意)(49)提出会社の親会社の情報」の「a」の「(b)」中「提出会社の当事業年度末以前の当該親会社の最近事業年度末」とは、提出会社と親会社の決算日が同じである場合、同一年度のことであるという理解でよいか。また、このようなケースについて記載上の注意に明示していただきたい。

以 上